

## 西脇市市民意見提出手続に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、市が重要な政策を形成する場合に、市民にあらかじめ政策の案を公表し、市が進めようとする政策の形成過程を明らかにするとともに、広く市民が意見を提出する機会を設けることで、市民と市がともに考え、ともにまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民意見提出手続 市の重要な政策、方針その他これらに類するもの（以下「政策等」という。）の形成過程において、策定しようとする趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民から意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。

### (対象)

第3条 市民意見提出手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の重要な基本計画、方針等の策定又は改廃
- (2) 市の基本的な制度及び市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活に大きな影響を及ぼすこととなる義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 広く市民の利用に供される市の拠点となる施設の整備に当たって、その理念、機能等を定める基本的な計画の策定又は改定
- (5) その他実施機関が必要と認めるもの

### (適用除外)

第4条 政策等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定は、適用しないことができる。

- (1) 法令等に基づく制度の新設又は改廃等、実施機関に裁量の余地がない場合
- (2) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、市民の意見が反映される機会が確保されている場合
- (3) 審議会等の附属機関の報告又は答申に基づく場合

- (4) 緊急を要する場合
- (5) 軽微な変更の場合
- (6) 地方自治法（昭和27年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合  
（政策等の案の公表）

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、実施機関における意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案（以下「政策案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策案の概要
- (2) 政策案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) その他市民に政策案の内容を説明するために必要な資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

4 実施機関は、市民意見提出手続を実施するときは、政策案の名称、意見等の提出時期及び公表する資料の入手方法について、市広報紙への掲載その他の方法により市民への周知を図るものとする。

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、政策の案の公表の日から起算しておおむね1月の期間を定めて市民の意見等の提出を求めなければならない。

2 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は実施機関が指定する場所への直接の書面による提出及びその他実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

3 意見等を提出しようとする市民は、住所、氏名その他必要な事項を明らかにしなければならない。

（意見等の取扱い）

第7条 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行う場合には、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮するものとする。

（結果の公表等）

第8条 実施機関は、市民意見提出手続を実施して実施機関における政策等について最終的な意思決定を行った場合は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の名称
- (2) 政策案の公表日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

- (4) 提出意見を考慮した結果（市民意見提出手続を実施した政策案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由
- 2 実施機関は、必要に応じ、提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。
- 3 実施機関は、提出意見を公表又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれのあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 実施機関は、市民意見提出手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合には、その旨（別の政策案について改めて市民意見提出手続を実施しようとする場合にあっては、その旨）及びその理由並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定による公表の方法は、第5条第3項の規定を準用する。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、市民意見提出手続を行っている政策等及び終了した政策等の一覧を作成し、市ホームページへの掲載等により、市民に情報を提供するものとする。

2 前項の政策等の一覧は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の名称
- (2) 政策案の公表日
- (3) 意見等の提出期限及び提出方法
- (4) 問合せ先

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。